

平成29年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成29年12月1日
午前9時40分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 局長補佐 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	総務部長	面巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 施政方針について
- 日 程 4. 議案第 33 号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例について
- 日 程 5. 議案第 34 号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例について
- 日 程 6. 議案第 35 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第 36 号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 37 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 38 号 平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日 程 10. 議案第 39 号 平成 29 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 11. 議案第 40 号 平成 29 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日 程 12. 議案第 41 号 平成 29 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日 程 13. 議案第 42 号 平成 29 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日 程 14. 同意第 26 号 副町長の選任について同意を求めることについて
- 日 程 15. 同意第 27 号 教育長の任命について同意を求めることについて
- 日 程 16. 同意第 28 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 17. 報告第 9 号 議会の委任による町長専決処分の報告について
（平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、平成29年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お練り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、10月の町長選挙におきまして、皆様方の温かいご支援を賜りまして、町長という重責を与えていただき、誠にありがとうございます。この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

町政を担当させていただくに当たりまして、その施政方針等につきましては後刻申しあげますが、新しい斑鳩をつくるために、若者から年寄りまでの多くの皆様方との交流と意見交換を積み重ね、対話と協調の開かれた斑鳩町の実現に強い思いを持って取り組む覚悟でございますので、議員皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、斑鳩町犯罪被害者等支援条例についてなど14議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても皆様方の温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくことといたしますので、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、10番、坂口議員、11番、濱議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月 19 日までの 19 日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月 19 日までの 19 日間と決定いたしました。

次に、日程 3. 施政方針についてを議題といたします。

町長の施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 私は、さきの町長選挙で多くの町民の皆様からご信任をいただき、このたび、第 8 代の斑鳩町長に就任をいたしました。町民の皆様から注がれる町政への大きな期待をひしひしと感じており、その責任の重さに身が引き締まる思いであります。和の精神を大切に、町民の皆様とともに新しい斑鳩の創造を目指してまいります。

今後の町政運営につきまして、私の所信の一端を申しあげ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、私の町政への決意と今後 4 年間の取り組み方針について、申しあげます。

社会情勢が目まぐるしい速度で変化する現在において、日々の暮らしの中には、子育てや教育の課題、介護や医療の課題、自然災害や世界情勢の課題などさまざまな課題があります。こうした状況の中、町は、住民の生活に最も身近な自治体として、将来をしっかりと見据え、真に実効性のある施策を進めていかなければなりません。町民の皆様にしっかりと寄り添い、暮らしを支えていくとともに、未来を担う子どもたちに豊かなふるさとを残すこと、それが私の使命だと考えております。

こうしたことから、私は、「和の精神で、新しい斑鳩を創る」をスローガンに、5 つの柱でまちづくりを進めてまいります。

1 つとして、町民が「誇り」を感じ、だれもが「行きたい」と感じるまちづくり。

2 つとして、世界文化遺産のあるまちにふさわしい教育のまちづくり。

3 つとして、子育てがしやすく働く女性が輝くまちづくり。

4 つとして、誰もが「住み続けたい」と願うまちづくり。

5 つとして、安心して生活できるまちづくり。

これらに重点を置きながら、町の財政健全化への着実な取り組みを進め、持続可能な

財政基盤の確立に努めつつ、一方で、重要な政策課題には必要な予算措置を講じるなどめり張りのきいた町政運営に努め、斑鳩町への定住を促進する確かな道を開いてまいります。

続きまして、これら施策の方向性と主な取り組みについて、5つの柱立てに沿って申しあげます。

初めに、第1の柱、町民が「誇り」を感じ、だれもが「行きたい」と感じるまちづくりについてであります。

自分の住むまちが暮らしやすいまちであって欲しいという思いは、全ての町民の願いであります。町民一人ひとりが、町に対して親しみや魅力を感じ、また、誇りに思っているため、町民の皆様との対話を大切に、各施策について町民の皆様が何を求めているのかを常に意識したまちづくりを進めてまいります。

また、斑鳩町のすばらしさは、世界文化遺産を含む豊かな歴史と文化があちらこちらに息づいていることであり、町の発展もそれに支えられてまいりました。今後とも、この豊かな歴史と文化を生かし、さらに、生活と結びついた農業・商業・観光の振興と活性化を図ってまいります。

主な取り組みについてであります。

初めに、JR法隆寺駅周辺の整備であります。

JR法隆寺駅周辺地域は、定住促進、子育て支援、観光振興などさまざまな面において重要な地域であり、観光、交流、生活などの多様な都市機能を複合させた魅力ある市街地整備、交通拠点としての機能の強化を図ってまいります。その整備手法として、奈良県とのまちづくり連携協定を活用し、地域の課題に対し、町と奈良県がその課題を共有することにより、それぞれの役割の中で事業に取り組むことで課題解決を図ってまいります。

次に、世界文化遺産・法隆寺を核としたまちあるき観光の推進であります。

斑鳩を訪れた観光客が、法隆寺だけでなく、斑鳩をゆっくりと楽しむことができる仕組みをつくり出し、町内の滞在時間の拡大を図り、より多くの観光客が斑鳩を楽しむと同時に、町の産業の活性化につなげていく取り組みを進めてまいります。特に、法隆寺周辺の地域では、民間レベルでもまちあるき観光の拠点づくりに向けた機運が高まってきており、まちあるき観光の先行的な取り組みとして整備を進めるとともに、JR法隆寺駅とを結ぶ観光アクセスについて、奈良県とも連携を図りながらその整備に取り組んでまいります。

次に、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、周辺自治体との連携により観光振興を図ってまいります。その中で、奈良県や県内市町村と力を合わせて県内の周遊観光ルートづくりを進めることや、聖徳太子ゆかりの太子道の日本遺産の再申請について関係自治体や寺社との協議をすることなどを通して、広く聖徳太子ゆかりの地の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町観光戦略に基づき、斑鳩町の特産物やグルメなど新しい観光産業を発展させ、まちのにぎわいを創出してまいります。その中で、商工団体、文化団体、企業、農業者などと行政が知恵を出し合い、魅力ある特産物をつくり、斑鳩ブランドとしてPRしてまいります。また、斑鳩ブランドを広く販売するため、例えば道の駅のような施設を整備してまいりたいと考えております。

次に、第2の柱、世界文化遺産のあるまちにふさわしい教育のまちづくりについてであります。

子どもたちは、その一人ひとりがそれぞれに個性や能力、夢を持ったかけがえのない存在であり、未来の希望であります。この子どもたちが心豊かで成長することは、町民全ての願いであり、大人の責任であります。次代の斑鳩町を担う全ての子どもたちが家庭・地域・学校の中でその子らしく元気に学び、成長できる環境を整えることは、人口減少時代にあって、これまで以上に大切な町の使命であります。

教育のまちづくりの主な取り組みについてであります。

平成32年度から本格実施が予定されている小学校の英語の教科化等に向けて、英語を母国語とする外国人英語講師を小学校に配置します。

また、教育環境の整備・充実として、子どもたちが快適に学校生活を送ることができるよう、小学校・中学校の普通教室及び体育館等にエアコンの設置を進めていくとともに、小学校に加え、中学校のトイレの洋式化にも取り組んでまいります。

さらに、引き続き斑鳩小学校及び斑鳩中学校の渡り廊下等の耐震補強工事並びに中学校の照明設備LED化に取り組むとともに、ICTを有効に活用し、わかりやすい授業を展開するため、小学校・中学校のコンピュータ教室のパソコンを、タブレットとして利用できる端末に更新してまいります。

また、引き続きふるさと斑鳩を愛する心を育てる学習に取り組むとともに、特別な配慮を必要とする子どもたちへのきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、第3の柱、子育てがしやすく働く女性が輝くまちづくりについてであります。

斑鳩で子育てがしたいと感ずることができるよう、魅力的で、かつ安心して子ども

を育てることができる環境を構築することは、子どもを持つ若い世代、そして未来を支える子どもたちにとって、大変重要なことです。また、人口減少時代にあって、地域の持続的な成長と活力を維持し、地方創生を進めていくためには、町民一人ひとりが個性に応じた多様な能力を発揮できる環境整備が必要です。特に、女性が活躍できるまちづくりは、極めて重要であると考えております。

主な取り組みについてであります。

初めに、子ども医療費の助成など福祉医療費助成の継続であります。

福祉医療費の助成につきましては、財政状況に留意しつつ、引き続き全額を助成していくこととし、対象となる子どもや障がいのある方が安心して医療を受けることができるよう努めてまいります。

次に、子育て環境の整備であります。

全国的な傾向として、子育ての孤独感と負担感の増加、仕事と子育てを両立できる環境づくりが課題となっております。こうしたことから、子育て世代の意見を聞きながら、さらに子育て施策の充実を図ってまいりたいと考えております。特に、病児保育の実施につきましては、西和7町の広域連携により共同設置することについて、西和7町及び奈良県と緊密に連携し、早期の実現に向けて、関係機関との協議を積極的に進めてまいります。

これらの取り組みに加え、ファミリー・サポート・センター事業の推進や産後ケア事業、保育園での子育てサロン事業等に取り組むとともに、本年10月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターが妊娠・出産・育児に関する疑問や相談に応じるなど、妊娠期から育児期まで切れ目ないきめ細やかな支援を通し、さらなる子育て支援体制の充実を図ってまいります。

次に、働く女性が輝くまちづくりであります。

女性活躍社会の推進として、働く場面で活躍したいという希望を持つ女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められていることから、女性を対象とした就業支援セミナーや、創業支援センターの整備にあわせ、テレワーク機能を併設した相談窓口を設置するなど、女性による起業等を支援してまいります。

次に、第4の柱、誰もが「住み続けたい」と願うまちづくりについてであります。

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられることは、町民の望みです。そのために、地域での支え合いや住環境の向上、交通の利便性も重要です。そうしたことから、地域コミュニティの活性化と高齢者の生きがいづくりの推進に取り組み、高齢に

なっても、いつまでも住み慣れた家や地域で安心して暮らせる、進学や仕事等で斑鳩を離れた若者が再び斑鳩に帰りたい、戻りたいと思えるまちをつくってまいります。

主な取り組みについてであります。

初めに、高齢者の雇用促進と活躍できる環境整備であります。

少子高齢化が進展する中、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

現在、企業を退職した高齢者の多様な就業機会の確保が重要な課題となっており、高齢者が地域社会で活躍できる環境を整備していく必要があります。高齢者に、そのライフスタイルに合わせた業務を提供するとともに、ボランティア活動を初めとするさまざまな社会参加を通じ、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しているシルバー人材センターなどの支援を充実してまいります。

次に、コミュニティバスの王寺駅乗り入れについてであります。

特に、町の西部にお住まいの方の生活環境を考えますと、通院や買い物等を王寺駅周辺で行われていることが多く、町域を超えた広域的な視点に立ったまちづくりが必要になってまいります。そうしたことから、コミュニティバスの王寺駅乗り入れについては、アンケート等の実施等を通じ、移動ニーズの把握や分析を行った上で、関係機関との協議を進めてまいります。

次に、介護予防対策の推進であります。

介護予防対策につきましては、高齢者を年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、地域住民が主体となった集いの場の充実や人と人のつながりを通じて、要介護状態等となっても生きがい、役割を持って生活できる地域社会を構築することにより、その予防につながると考えております。特に、認知症は誰にでも起こり得る病気であり、認知症にならないための介護予防対策とあわせて、地域社会の認知症に対する理解を深めることにより、認知症の方とその家族を支え、住みやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、高齢者への支援であります。

高齢者の皆様がいつまでも健康で元気で生活ができるよう、健康寿命延伸計画や食育推進計画に基づき、健康寿命の延伸に向けた取り組みを引き続き推進し、健康づくりに努めてまいります。

また、高齢になってもいつまでも住み慣れた家や地域で安心して暮らせる環境づくりが重要であることから、高齢の方々が気軽に集える場所づくりや、食料品等の日常の買

い物などが困難な高齢者への支援について、先進自治体の導入事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障がい者の就業支援であります。

障がい者福祉事業所への公共施設における就労場所の提供を引き続き行うとともに、ハローワークやなら西和障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等との連携を図り、障がい者の働く機会の確保に努めてまいります。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため、引き続き積極的な物品等の調達を行ってまいります。

次に、生涯学習の推進であります。

多様化する住民の学習ニーズに対応し、誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりにつながるように、住民生活を支援する役割を担う公民館事業や文化講座の充実を図るとともに、自主クラブ等の支援に努め、生涯学習の推進を図ってまいります。

図書館におきましては、さまざまな課題解決や調査研究を支援できるよう、資料及び施設の充実に努めるとともに、新たな取り組みとして進めている電子図書の普及をさらに推進してまいります。

また、生涯スポーツの振興として、誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるよう、町体育協会等各種スポーツクラブの活動の支援、スポーツ教室やクラブの育成に努め、引き続き生涯スポーツの振興を図ってまいります。

次に、第5の柱、安心して生活できるまちづくりについてであります。

市町村は、住民に最も近い身近な基礎自治体として、住民生活の安全と安心を最優先に考え、住民サービスを継続的・効果的に提供しなければなりません。全ての政策の基本ともいえる安全・安心の確保に向け、防災、消防、防犯など、今後も社会情勢に対応しながら、不断の取り組みを進めてまいります。

また、国や県との連携により河川改修や道路整備に取り組むほか、担い手の高齢化や後継者不足などの課題を抱える農業につきましては、農業改革の推進として、農地空間の活用や農業施設の整備に取り組んでまいります。

主な取り組みについてであります。

初めに、河川改修の促進であります。

昨今の気象状況を見ると、予期せぬ時期に相当な勢力の台風が襲来することや、ゲリラ豪雨の頻発に伴う災害の発生が問題となっております。本町も例外ではなく、特に局

地的豪雨による富雄川の溢水や三代川を起因とする浸水被害などに対する早急な対策が望まれております。こうしたことから、各河川の改修計画の進捗に向けて、奈良県と協力体制を充実し、課題解決を図ってまいります。特に、富雄川改修事業は、地元の活発な要望活動と一体となって、事業が早期完成できるよう、また、三代川改修事業では、河川と道路を一元化して取り組むことにより課題解決が図れるよう奈良県に提言するなど、連携してまいります。

次に、農業改革の推進であります。

農業委員会法の改正により、本町においても新しい農業委員会による活動が始まっております。その中でもとりわけ重要な任務として農地の利用の最適化の推進が掲げられており、町としても、一体となってこの活動を支援してまいります。

担い手の育成としては、認定農業者や集落営農組織などに対し、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターと連携し、農地の集積・集約化や経営相談、技術指導、法人化などを支援し、多様な担い手の就農誘導に努めてまいります。

また、農業の省力化や低コスト化、利便性の向上に向けた農地整備を進めるとともに、地域の特産物の育成や高収益作物の導入など、農地に対する価値を高め、農地空間の利用に取り組んでまいります。

次に、主要道路の整備であります。

幹線道路のネットワークの整備は、国道25号を初め、広域幹線道路の慢性的な交通渋滞の緩和、交通の安全性の向上はもちろんのこと、自然災害発生時には、緊急避難路や物資輸送路等の役割を担うこととなり、防災、減災の面からも非常に重要な事業であります。また、観光振興や地域間交流の活性化、広域観光ルートの形成等による地域経済の発展のためにも、斑鳩町のまちづくりには欠くことのできない重要なものであります。特に、いかるがパークウェイや都市計画道路法隆寺線の整備に関しましては、既に一部供用がなされているものの、効果の発現にはさらなる延伸が必要であり、その整備促進に努めてまいります。

次に、下水道事業の推進であります。

公共下水道の整備については、大和川などの公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に整備区域の拡大に取り組んでおりますが、引き続き、面整備を推進するとともに、接続率の向上に努めてまいります。

次に、防災のまちづくりであります。

地震や風水害など災害に対する被害を最小限に抑えていくためには、自助・共助・公

助のそれぞれの取り組みについて、相互に連携を図りながら、地域の防災力を高めていくことが重要です。このため、地域防災計画に基づき、奈良県や消防・警察等関係機関との連携を強化するとともに、防災訓練や出前講座の実施等を通じた自主防災組織の設立・活動支援のほか、地域における防災リーダーの育成を図るため、町民の防災士資格の取得支援にも取り組んでまいります。

次に、国民健康保険制度であります。

国民健康保険制度は、平成30年度から県単位で運用されることとなっており、大きな転換期を迎えております。国民健康保険税の算定や広域で共同実施する医療費適正化、保健事業などについて、奈良県や関係機関との連携を図りながら、円滑な制度移行を進めてまいります。

次に、ごみ問題であります。

ごみ処理に関しましては、ゼロ・ウェイスト宣言に基づき、年度内に実施計画を策定することとし、ごみの減量化・資源化の一層の推進を図ってまいります。

また、可燃ごみなどの処理について、現在、奈良県外に所在する民間事業者へ委託して行っているところでありますが、法の趣旨、また他県の事業者への委託が永久に保障されるものではないことなども鑑み、将来を見据えて、より安定した方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、行財政基盤の確立であります。

将来にわたり必要な行政サービスを提供し、持続可能なまちづくりを実現するためには、安定した財政運営と堅実な行政運営を行っていく必要があります。そうしたことから、役場業務と組織の徹底的な効率化による生産性の向上を図るとともに、諸事業の精査とコストの削減により、将来にわたって持続可能な健全財政の確立に努めてまいります。

以上、町政運営の取組方針として、町政に挑む決意として、申し述べをさせていただきました。

私は、和の精神のもと、これまで申しあげた取り組みを、町民の皆様、そして斑鳩町を応援してくださる皆様と心をつなげて、議会の皆様方のご理解、ご協力のもと、強い思いを持ってまちづくりを推し進めることにより、新しい斑鳩をつくってまいります。

これからもどうかよろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程4. 議案第33号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例について、

日程 5. 議案第 34 号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例について、日程 6. 議案第 35 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程 7. 議案第 36 号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、日程 8. 議案第 37 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程 9. 議案第 38 号 平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について、日程 10. 議案第 39 号 平成 29 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 11. 議案第 40 号 平成 29 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程 12. 議案第 41 号 平成 29 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 13. 議案第 42 号 平成 29 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程 14. 同意第 26 号 副町長の選任について同意を求めることについて、日程 15. 同意第 27 号 教育長の任命について同意を求めることについて、日程 16. 同意第 28 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて、日程 17. 報告第 9 号 議会の委任による町長専決処分 の報告について（平成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）、以上 14 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 14 議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第 33 号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例についてであります。

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項について定めるものであります。

次に、議案第 34 号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例についてであります。

斑鳩町下水道事業に関し、平成 30 年度から地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく財務規定等を適用することに伴い、斑鳩町下水道事業の設置等必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 35 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成 29 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部

を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたこと及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年9月15日に公布されたことに伴い、個人の町民税に係る配偶者控除等の見直しにより控除対象配偶者の定義が改められたことから、関係する規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

土地改良法の改正に伴い、同法を引用する条項について整理を行うものであります。

次に、議案第37号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、認知症患者等が住宅入居者である場合における収入申告義務の緩和に係る基準の追加及び同法を引用する条項について整理を行うものであります。

次に、議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,170万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億9,647万3,000円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第12款 分担金及び負担金で、第2項 負担金で、私立保育所の入所児童数が当初見積もりを上回ることから、328万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金で、第1項 国庫負担金で、2,132万4,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、子どものための教育・保育給付費負担金で、負担金と同様の理由及び認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから528万2,000円の増額、自立支援給付費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積もりを上回ることから1,370万9,000円の増額、障害者医療費負担金で、更生医療費給付費が当初見積もりを上回ることから233万3,000円の増額となっております。

第2項 国庫補助金では、305万2,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、特定個人情報の照会及び提供に係る国と地方の情報ネットワークシステムの仕様変更に伴う町の各システム改修に必要な経費に対し補助金が交付されることから201万6,000円の増額、

地域生活支援事業費補助金で、障害者移動支援事業費が当初見積もりを上回ることから103万6,000円の増額となっております。

次に、第15款 県支出金では、第1項 県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、1,066万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 県補助金では、436万1,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、福祉医療費助成に係る県補助金で、補助対象分の決算見込みにより、合わせて370万円の増額、施設型給付費等補助金で、国庫負担金で申しあげました認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから14万3,000円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により51万8,000円の増額となっております。

次に、第16款 財産収入では、第2項 財産売払収入で、龍田南6丁目地内の町有地を購入希望者に売却したことから702万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金では、ふるさと納税額が当初見積もりを上回ることから200万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年4月に実施した人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、申しあげます。

第2款 総務費で、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげましたふるさと納税額の増に伴う報償費76万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、4,998万8,000円の増額補正をお願いするものであります。その主な内容は、歳入で申しあげました社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修等に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金131万円の増額、同様に、社会保障・税番号制度システム対応業務委託料として、国民年金システムで33万5,000円、障害者福祉システムで49万7,000円の増額、福祉医療費助成に係る扶助費が当初見積もりを上回ることから1,403万円の増額、歳入で申しあげました更生医療費給付費、障害者移動支援事業費、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて3,532万2,000円の増額、ふれあい交流センターいきいきの里の給湯管の破損等により光熱水費及び修繕料が当初見積もりを上回ることから172万9,000円の増額、社会保障・税番号制度対

応のためのシステム改修や人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金 3 8 2 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。

第 2 項 児童福祉費では、3, 0 6 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものがあります。その内容は、歳入で申しあげました私立保育所等の入所児童数が当初見積もりを上回ることから、合わせて 2, 8 6 5 万 8, 0 0 0 円の増額、認定こども園の入園児童数が当初見積もりを上回ることから 1 1 1 万円の増額、学童保育臨時職員の雇用において、厚生年金保険等の適用対象が拡大されたことから、社会保険料 9 0 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、第 7 款 土木費では、第 2 項 道路橋りょう費で、神南 3 丁目地内の道路改良事業において、土地所有者との用地交渉がまとまったことから、その取得費用として 4 9 0 万 8, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

第 4 項 都市計画費では、公共下水道事業特別会計において、下水道使用料の増額が見込まれることなどに伴う繰出金 5 4 0 万 5, 0 0 0 円の減額補正をお願いするものがあります。

第 5 項 住宅費では、町営住宅追手団地において新たに 2 件の退去があり、その内装修繕を実施することから、1 5 1 万 2, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 9 款 教育費では、第 2 項 小学校費で、臨時講師の配置状況などにより賃金等の増額が必要となったことから 2 0 8 万 5, 0 0 0 円の増額、準要保護世帯の新入学児童学用品費の入学前支給を希望により可能とするため、1 0 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

第 3 項 中学校費では、小学校費と同様の、準要保護世帯の新入学生徒学用品費 1 4 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

第 5 項 社会教育費では、1 7 9 万 8, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立てを希望される寄附金の積立金 1 0 4 万円の増額、図書館臨時職員の雇用において、厚生年金保険等の適用対象が拡大されたことから、社会保険料 2 0 万 6, 0 0 0 円の増額、図書館開架閲覧室の空調機の修繕料 5 5 万 2, 0 0 0 円の増額となっております。

次に、第 6 項 保健体育費では、すこやか斑鳩・スポーツセンターのテニスコート人工芝全面の修繕料として、7 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として3,009万1,000円の充当をお願いするものであります。

次に、議案第39号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億168万3,000円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第2款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、ジェネリック差額通知事業の対象件数の増により1万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、第2項 県補助金で、国庫補助金と同様の理由により3万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金では、第1項 他会計繰入金で、人事異動等による人件費の補正として20万8,000円の増額、社会保障・税番号制度対応のための国保システム改修費として110万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

第1款 総務費では、歳入で申しあげました人事異動等による人件費の補正として20万8,000円の増額、社会保障・税番号制度対応のための国保システム改修費として110万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 保健事業費では、歳入で申しあげましたジェネリック差額通知事業費4万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸支出金で、償還金及び還付加算金で、国民健康保険税の還付額が当初見積もりを上回ることから118万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第11款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として118万8,000円の充当をお願いするものであります。

次に、議案第40号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ220万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ13億7,349万5,000円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第2款 使用料及び手数料では、排水量が当初見積もりを上回ることから320万円

の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 繰入金では、使用料及び手数料と同様の理由により168万7,000円の減額、人事異動等による人件費の補正として371万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第1款 公共下水道費では、220万5,000円の減額補正をお願いするものであります。その内容は、人事異動等による人件費の補正として371万8,000円の減額、汚水処理量が当初見積もりを上回ることから151万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第41号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ318万円を減額し、歳入歳出それぞれ25億4,298万4,000円とし、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものであります。

初めに、保険事業勘定の歳入予算の補正についてであります。

第3款 国庫支出金では、第2項 国庫補助金で、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修に必要な経費に対し補助金が交付されることから64万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金では、第1項 一般会計繰入金で382万8,000円の減額補正をお願いするものであります。その内容は、人事異動等による人件費の補正として、地域支援事業費繰入金で146万6,000円の減額、職員給与繰入金で424万2,000円の減額、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修費として、事務費繰入金で188万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、保険事業勘定の歳出予算の補正についてであります。

第1款 総務費では、人事異動等による人件費の補正として424万2,000円の減額、介護報酬改定等の介護保険法の改正に伴うシステム改修費として252万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 地域支援事業費で、人事異動等による人件費の補正として146万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、介護サービス事業勘定の歳出予算の補正についてであります。

第2款 サービス事業費では、第1項 居宅サービス事業費で、人事異動等による人件費の補正として7万8,000円の増額補正を、第3款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として7万8,000円の充当をお願いするものであります。

次に、議案第42号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

その内容といたしましては、人事異動等による人件費の補正として、収益的支出において、水道事業費用7億5,412万7,000円から197万9,000円を減額し、7億5,214万8,000円とするものであります。

次に、同意第26号 副町長の選任について同意を求めることについてであります。

前副町長の池田善紀氏が平成29年11月10日をもって辞任されたことから、新たに乾善亮氏を同職に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第27号 教育長の任命について同意を求めることについてであります。

前教育長の清水建也氏が平成29年11月10日をもって辞任されたことから、新たに藤原伸宏氏を同職に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第28号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてであります。

前斑鳩町固定資産評価員の池田善紀氏が平成29年11月10日をもって辞任されたことから、新たに乾善亮氏を同職に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ91億4,476万5,000円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成29年9月29日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

その内容といたしましては、10月22日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る県委託金の受け入れと経費の計上であります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案についての概要説明とさせてい

ただきますが、いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願いを申しあげ、説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程４．議案第３３号から日程１３．議案第４２号までの町長提案の１０議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) よって、これより、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程４．議案第３３号 斑鳩町犯罪被害者等支援条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第３３号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第３３号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程５．議案第３４号 斑鳩町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第３４号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第３４号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程６．議案第３５号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第３５号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第３５号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程７．議案第３６号 斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第３６号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程8．議案第37号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第37号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程9．議案第38号 平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第38号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程10．議案第39号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程11．議案第40号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程12．議案第41号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、厚生常任委員会に付託いたします。

次に、日程13．議案第42号 平成29年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

次に、日程14. 同意第26号 副町長の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第26号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、同意第26号の副町長の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

前副町長の池田善紀氏が平成29年11月10日をもって辞任されたことから、新たに乾善亮氏を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただきましたならば、あす、12月2日付で選任してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第26号

副町長の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

平成29年12月1日提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町高安1丁目3番12号

氏 名 乾 善亮

生年月日 昭和33年1月28日

乾善亮氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちましてご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りいたします。

同意第26号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

3番 中川議員。

○3番(中川靖広君) 乾氏を副町長に選任することについて反対するものではございませんが、1点、お尋ねをしておきたいと思います。

この乾氏については、一般社団法人斑鳩町観光協会事務局長、現在に至るとあるんですが、この社団法人については、大変事業の多い法人だというふうに認識しておりますが、この法人の事務局長についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長(伴吉晴君) 面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) 現在、本日付でご退職をされるということを聞いております。つきましては、事務局長につきましては、その後任として、今後考えられる、ほかの方が当たられる予定ということをお聞きしております。

○議長(伴吉晴君) よろしいですか。

3番 中川議員。

○3番(中川靖広君) ほかが方が当たられるっていう答弁なんですがね、それはもう、あすからもう引き続いて、スライドっていうのか、もうあすに事務局長に就任していただける方がおられるということでしょうか。

○議長(伴吉晴君) 面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) あすから内定をさせていただいているというふうに聞いておるところでございます。西梶浩司氏が就任されるということで聞いておるところでございます。以上です。すみませんでした。

○議長(伴吉晴君) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、同意第26号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第 26 号については、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第 26 号については、満場一致で同意いたされました。

次に、日程 15. 同意第 27 号 教育長の任命について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第 27 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、同意第 27 号の教育長の任命について同意を求めることにつきまして、ご説明申しあげます。

前教育長の清水建也氏が平成 29 年 11 月 10 日をもって辞任されたことから、新たに藤原伸宏氏を教育長に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただきましたならば、あす、12 月 2 日付で任命してまいりたいと考えております。

また、任期につきましては、前教育長の残任期間として、平成 30 年 10 月 26 日までとなります。

それでは、議案書を朗読させていただきまして、ご説明いたします。

同意第 27 号

教育長の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 29 年 12 月 1 日提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町龍田南3丁目3番28号

氏 名 藤原 伸宏

生年月日 昭和28年12月28日

藤原伸宏氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちましてご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りいたします。

同意第27号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第27号については、満場一致で同意いたされました。

次に、日程16. 同意第28号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第28号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第28号の斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

前評価員の池田善紀氏が平成29年11月10日をもって辞任されたことから、新たに乾善亮氏を斑鳩町固定資産評価員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただけましたならば、あす、12月2日付で選任してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第 28 号

斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて
標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 40
4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 29 年 12 月 1 日提出

斑鳩町長 中西 和夫

記

住 所 斑鳩町高安 1 丁目 3 番 12 号

氏 名 乾 善亮

生年月日 昭和 33 年 1 月 28 日

乾善亮氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につ
きましては、省略をさせていただきます。

以上をもちましてご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜ります
よう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りいたします。

同意第 28 号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第 28 号については、満場一致で同意されました。

次に、日程 17. 報告第 9 号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成
29 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 4 号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第 9 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) それでは、報告第 9 号 議会の委任による町長専決処分の報

告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成29年12月1日提出

斑鳩町長 中西 和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第8号

専決処分書

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月29日

斑鳩町長 小城 利重

本補正予算は10月22日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る県委託金の受け入れと費用について予算補正を行わせていただいたものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ91億4,476万5,000円とする補正予算に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成29年9月29日付で専決処分させていただきましたものであり、同法同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正でございます。第15款 県支出金、第3項 県委託金、第1目総務費県委託金で、衆議院議員選挙費委託金として1,300万円を増額補正させ

ていただいたものでございます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第4目 衆議院議員選挙費で、衆議院議員総選挙費及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費として1,300万を増額補正させていただいたものでございます。その主な内容でございますが、投開票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の時間外勤務手当、休日勤務手当及び賃金、また、公営ポスター掲示場の製作及び設置に係る費用、選挙啓発チラシ、入場券等の印刷及び入場券等の郵送に係る費用、投開票場等の借りに係る費用などとなっております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,144,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月29日専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）のご報告とさせていただきます。

よろしくご理解を賜りまして、何とぞご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第9号に関する質疑を終結いたします。

報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明2日から5日まで休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定

刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前 10 時 50 分 散会)